

○まじま委員長 ただいまより建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に上村委員から遅れる旨の届出があります。

それでは会議を進めてまいります。本日は、1、建設、上下水道事業及び病院事業に関する事項についてを議題といたします。

最初に、(1) 所管部局の業務概要の説明について、理事者から説明をお願いしたいと思います。

○中野建築部長 市政のあらましのうち、建築部所管の主な事業の概要について説明をいたします。

それでは、市政のあらまし(行政編)303ページの1、建築行政を御覧いただきたいと思ます。

初めに、1の建築確認申請等についてであります。建築基準法に基づき、建築物に関する指導等を行うほか、防災指導や違反建築物の是正指導を行っており、令和2年度は、確認申請、許可申請合わせて1千479件の取扱いがありました。

次に、2の高齢化対応住宅普及促進事業についてであります。既存住宅のバリアフリー化に要する費用の一部を補助するやさしさ住宅補助制度を実施しており、令和2年度の補助金交付件数は51件でありました。そのほか、高齢者の住宅改修に関わるセミナーも開催しております。

3、高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助事業についてであります。高齢者向け優良賃貸住宅の契約家賃と入居者負担額の差額を補助するもので、令和2年度は1棟31戸を対象に補助金を支出しております。なお、補助の期間は管理開始から10年間を限度としておりますことから、当該物件に係る補助金の支出は本年9月末をもって終了となります。

4の建築物安全推進事業についてであります。不特定多数の方が利用する民間建築物に対し、アスベストの分析調査や除去等に要する費用の一部を補助するもので、令和2年度は、分析調査が1件の実績でありました。

続いて304ページ、5の建築物耐震改修促進事業についてであります。昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅に対する耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助するもので、令和2年度は補助の実績はありませんでした。

6の住宅改修促進事業についてであります。住宅の省エネルギー化や長寿命化に要する費用の一部を補助するもので、令和2年度は418件の実績でありました。

7、空家等総合対策事業についてであります。不良空き家住宅の除却に要する費用の一部を補助するほか、危険な空き家等に対する緊急安全措置や、所有者不在の空き家について、相続財産管理人の選任の申立てを行っております。令和2年度は、不良空き家住宅除却費補助交付件数が3件、緊急安全措置件数が2件、相続財産管理人選任の申立てが3件の実績でありました。

8の住宅雪対策事業についてであります。融雪施設の設置や無落雪屋根への改修等、雪対策に要する費用の一部を補助するもので、令和2年度は314件の実績でありました。

次に305ページ、9の屋外広告物対策事業についてであります。屋外広告物の設置許可や屋外広告物の登録のほか、違反広告物の除却や屋外広告物の実態調査を行うもので、令和2年度は、許可申請取扱件数が424件、屋外広告物の登録申請件数が68件でありました。

10のアスベスト含有煙突改修事業についてであります。アスベスト含有煙突の改修を行うもの

で、令和元年度から、学校教育施設、動物園及び水道局の施設を除く市有施設全体を建築部が進めております。令和2年度は10施設10本の煙突改修を実施し、今年度は8施設10本の煙突改修を進めることで、アスベスト含有煙突の改修は全て完了となります。

11の大規模建築物耐震改修促進事業についてであります。要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進するため、耐震補強設計費用、耐震改修費用の一部を補助するもので、令和2年度は、耐震補強設計1件について補助金の支出をしております。

続いて、2の公営住宅についてであります。初めに、1、公営住宅の現況ですが、令和2年度末現在で、市営住宅の管理戸数は4千873戸であります。令和2年度は、第2豊岡団地の建て替え事業による新設と旧住棟の解体、春光台団地の平屋建て住戸の解体により、前年度から20戸の減となっております。

次に306ページ、(3)の応募状況については、年に4回実施している定期募集の応募状況を表に示してございます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、第1回の定期募集を中止いたしました。それ以降の募集では、郵送による申込みの受付など、新たな取組による受付方法の改善を図り、入居者の募集を実施してまいりました。定期募集の応募倍率は3倍から6倍程度と募集ごとに差が生じておりますが、単身で入居できる住宅の募集戸数や、人気のある団地の募集の有無等が要因と考えております。

最後に、2の市営住宅整備事業についてであります。市営住宅の建て替え等を行うもので、令和元年度は第2豊岡団地の新1号棟2期工事、令和2年度は新2号棟1期工事をそれぞれ完了しております。今年度は、集会所の新築工事を行うほか、新2号棟2期工事の建設予定地にある既存住棟の解体工事を行います。

以上、建築部所管の主な事業概要でございます。

○太田土木部長 続きまして、土木部が所管いたします主な事業の概要について御説明申し上げます。

市政のあらまし(行政編)の307ページから318ページにかけまして、土木部所管の事業を掲載してございますけれども、内容が多岐にわたりますことから、施設の現況や整備管理を中心に説明をさせていただきます。

まず初めに、3、公園緑化についてでございます。まず、1、公園の現況についてでございますが、本市には、街区・近隣・地区・総合公園など、大小様々な公園が437か所ございまして、そのトータル面積は809万1千533平方メートルとなっております。

次に、2、都市公園等の整備につきましては、特に街区公園をはじめ、市民要望の強い老朽化した公園施設の改築、更新など、旭川市公園施設長寿命化計画に基づき進めているものでございます。令和3年度につきましては、末広中央公園ほか、計52か所で公園施設の改築、更新、撤去などを実施するところでございます。

次に、308ページとなります。4、運動公園整備事業につきましては、スポーツの拠点のみならず、広域防災拠点機能を有する東光スポーツ公園の整備を行うものでございます。令和3年度につきましては、テニスコート及びマンホールトイレの整備を実施するところでございます。

次に、5、緑化推進事業につきましては、美しい町並みの形成と緑化意識の高揚を図るため、シンボル花壇などの整備のほか、花フェスタの開催や市民参加による道路などの花壇造りに関する支

援を行っているところでございます。なお、令和3年度の花フェスタにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインによる開催としたところでございます。

次に、ページが飛びまして310ページとなります。10、花咲スポーツ公園改修事業につきましては、市民のスポーツの場の充実を図るため、花咲スポーツ公園の改修を行うものでございます。令和3年度につきましては、テニスコートの改修と施設の老朽度調査を実施するところであります。

続きまして、またページが飛びまして312ページとなります。5、道路橋りょう整備についてでございます。まず、1、道路橋りょうの現況についてでございます。令和3年4月1日現在で、本市の市道延長は2千142.1キロメートル、のうち舗装道は1千848.8キロメートルで、全体に占める率については86.3%となっているところであります。また、市道に架かる橋梁につきましては、全部で600橋、延長にして11.4キロメートルとなっているところであります。

次に、2、道路舗装・橋りょうの整備につきましては、快適な市民生活と効率的な産業活動のため、生活道路も含めた道路橋梁の整備を促進するものでございます。令和3年度の整備事業費は、道路の改良、舗装や橋梁の修繕工事などで40億2千892万5千円となっているところでございます。

次に、313ページの4、都市計画道路整備についてであります。都市計画道路につきましては、安全で快適な交通確保や活力ある都市形成、防災上の役割など多面的な機能を有する道路でございます。市内における街路総延長は248.3キロメートルでございますが、のうち市道延長は116.25キロメートルとなっております。本市では、街路事業などにより、都市計画道路の整備を計画的に進めてございますが、整備状況といたしましては、道路用地が計画どおり確保され、供用開始されている改良済み延長が97.01キロメートルで83.45%、のうち車道部分が本舗装済みとなっている延長は75.65キロメートルで65.08%にとどまっているという状況でございます。令和3年度は、神楽3条通、大雪通、神居旭山通の改良舗装工事を実施するところでございます。

次に、5、除雪についてでございます。まず、(1)の除排雪等の基準等につきましては、出動基準や管理基準等の詳細を314ページにわたって記載しておりますが、近年の気候変動に対応可能な効果的かつ効率的な除排雪といったことが強く求められておりまして、現在、旭川市雪対策審議会の議論を踏まえながら、旭川市雪対策基本計画の改定作業を進めているところでございます。その中で、圧雪管理基準等につきましても見直しを検討していくといった考えでございます。また、除排雪が入っていないなど、出動状況に関する問合せも非常に多いことから、昨年度から一部地区に導入しているGPSによる除排雪車両運行管理システムについては、今シーズンから、除排雪車両が走行した路線を市のホームページで公開するなど、よりきめ細かな情報発信に努めていく考えでございます。

次に、315ページになります。(3)除排雪作業体制についてでございますけれども、地区住民、除雪企業、市の3者が連携した地域総合除雪体制を構築して、令和元年度までは市内9地区に分けて業務委託してございましたけれども、昨年度からは、安定的な除排雪体制の確保に向けまして、一部除雪地区を統合する試行的な取組を実施し、本年度におきまして雪対策審議会でその効果を検証したところ一定の効果が得られていたといったことから、統合地区の拡大といった方向性が示されておりまして、現在、除排雪業者ネットワーク協議会との意見交換や、除雪連絡協議会での

市民意見を伺いながら、統合地区拡大の検討を進めているところでございます。

次に、（５）の除雪弱者援助につきましては、高齢者や障害者などの除雪弱者世帯に対しまして住宅の間口除雪を実施するものでございますが、除雪作業の負担が増しているといったことから、令和２年度からは福祉保険部で地域住民による住宅前道路除雪に取り組んでございまして、今後も引き続き連携強化を図りながら、取組地区の拡大に努めていく考えでございます。

次に、（８）の除雪費の執行状況についてでございます。特に、昨シーズンにつきましては、平年を上回る降雪量に加えまして、極端な暖気と降雪を繰り返すといった気象状況に見舞われまして、除雪費は３度の追加補正により、過去最高の３億５千８２万１千円の執行額となったところでございます。

次に、３１６ページになります。６、雪対策事業につきましては、市民生活に優しい快適な冬の都市環境づくりを推進するため、旭川市雪対策審議会の設置、開催、旭川市雪対策基本計画の改定作業、そして除雪機械等運転免許取得支援事業などを行ってございます。なお、この除雪機械等運転免許取得支援事業につきましては、排雪作業のダンプトラック運転手の高齢化や若手人材の確保に向けた取組として、令和３年度からは、新たに大型自動車免許の取得費用も補助の対象に加え、制度の拡充を図ったところでございます。

次に、８、人や街にやさしいあかり環境推進事業につきましては、交通安全及び防犯のため町内会などが設置する街路灯に関わる費用負担の軽減を図るため、ＬＥＤ灯などの省エネ型への更新と、新たに設置するための工事費用や電気料金について補助金を交付するものであります。

次に、３１７ページの９、買物公園自転車対策事業につきましては、買物公園を市民が安心して通行できるよう、駐輪自転車の整理や放置自転車の撤去等を行っております。なお、駅前駐輪場につきましては、昨年度におきまして、防犯対策を強化し、高架下の駐輪場と合わせまして、試行運用を踏まえながら、本年度から２４時間供用としたところでございます。

次に、３１８ページになります。１１、地域歩行空間等整備事業につきましては、令和３年度からの新規事業でございまして、災害発生時などにおけます高齢者、障害者等の移動性向上を図るため、路面の段差解消などにより安全に通行できる歩行空間を確保し、避難経路の整備を進めるものであります。本事業は、５か年計画で２７路線の整備を予定してございまして、令和３年度におきましては５路線の整備を実施するところであります。

最後に、６、河川整備についてでございます。まず、１、河川の現況でございますが、本市を流れる河川は１６２本ございまして、その総延長は６１３キロメートルに及んでおります。そのうち本市が管理する河川は、準用河川で３本、４．１キロメートル、普通河川で１１４本、３２６．１キロメートルとなっているところであります。

３の河川整備事業につきましては、浸水被害の防止や生活環境の向上のため、本市が管理している河川及び排水路などの整備を行うものでございまして、令和３年度は、十九号川ほか２０本の河川の護岸改修や河川整備を実施するところでございます。

以上が、土木部所管の主な事業概要でございます。

○菅野上下水道部長 市政のあらましに基づきまして、水道局が所管いたします事項の御説明をしたいと思います。

まず、水道、下水道の沿革についてでございます。市政のあらまし（行政編）３２１ページを御

覧ください。本市の水道事業につきましては、大正2年に創設された軍用水道がその始まりであり、終戦後の昭和23年に旭川市に移管されてから70年余りが経過しているところでございます。これまで5期にわたる拡張事業を経て今日に至っており、現行の計画では、給水人口37万8千人、1日最大給水量17万3千700立方メートルとなっております。

少し飛びますが、326ページを御覧ください。本市の下水道事業についてでございます。下水道事業につきましては、明治34年、街路に沿った防火用水路兼用の木造開渠の建設に始まり、昭和33年に下水道築造第1期工事の認可を受けてから60年余りが経過しているところでございます。昭和56年から、現在の下水処理センターの設置により、周辺5町を含めた広域的な処理を開始し、令和2年度末におきましては、処理区域面積が8千60ヘクタール、処理区域内人口が32万615人で、本市全人口の97.2%をカバーしており、管渠延長は1千923.9キロメートルとなっております。

現況、主な事業につきましては、次長から説明をさせていただきます。

○鈴木上下水道部次長 初めに、水道事業について御説明いたします。市政のあらまし（行政編）の、少し戻りまして322ページを御覧ください。1、現況の（1）給水人口、普及率等の推移についてでございます。令和2年度末の普及状況につきましては、給水人口31万4千236人で、普及率は95.7%となっております。また、表の下から3行目でございますとおり、配水管延長は2千229.018キロメートルとなっております。

次に、（2）令和3年度事業計画についてでございます。主な事業といたしましては、老朽化した配水管等の更新を進めているところでございまして、②事業概要の表の左下にありますとおり、配水本管布設替で事業費19億1千576万6千円、延長19.3キロメートルの更新などを予定しております。

続きまして、下水道事業につきまして御説明いたします。少し飛びまして、327ページを御覧ください。一番上に記載の（3）令和3年度事業計画についてでございます。主な事業といたしましては、②事業概要にございますとおり、処理場施設工事で事業費25億4千660万円、下水処理センター1号汚泥焼却炉の更新などを予定しております。

次に、2、公共下水道事業計画についてでございます。本市の下水道事業は、昭和33年策定の下水道事業全体計画に沿って事業を進め、その後、数次の計画変更を重ね、現在の事業計画では8千127.8ヘクタールを処理区域としております。

次に、332ページを御覧ください。10の簡易水道事業についてでございます。本市では、郊外部の西神居地区及び江丹別地区の2つの地域で実施しております。この簡易水道事業につきましては、以前は市長から事務委任を受けまして、水道事業管理者が事務を執行しておりましたけれども、より効率的な事業運営を図ることなどを目的に、平成31年4月1日から地方公営企業法を適用し、水道事業管理者が執行する業務として担任しております。

また、その次の11、農業集落排水事業についてでございます。平成13年度に西神楽の千代ヶ岡地区で供用を開始しており、この事業も簡易水道事業と同様に、平成31年4月1日から地方公営企業法を適用し、水道事業管理者が執行する業務として担任しております。

市政のあらましの掲載内容については以上でございますけれども、水道料金、下水道使用料、これらに関わる減免制度につきまして、現在見直し等を進めているところでございまして、意見提出

手続を本年6月25日から7月30日までを期間として実施しているところでございます。意見提出手続の結果につきましては、取りまとめ次第、改めて本委員会で御報告させていただきたいと考えているところでございます。

以上、水道局の所管に属する事項でございます。よろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院の業務概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、市政のあらまし（施設編）のほうになりますけれども、184ページを御覧いただきたいと存じます。こちらには当院の施設概要を記載しております。184ページ下段から185ページにかけての（2）沿革になりますけれども、現在の建物につきましては、入院病棟が平成5年に着工、平成7年に供用開始、また、外来棟は平成9年に着工、平成12年に供用開始となっております。いずれの病棟も供用開始後20年以上が経過しておりますことから、維持補修に関わる費用が増加してきている状況でございます。

次に、185ページ中段の（3）規模になりますけれども、施設面積が3万7千165平方メートル、延べ床面積が4万5千920平方メートルで、地下1階地上7階の鉄骨鉄筋コンクリート造りとなっております。現在の診療科目につきましては25科、許可病床数は、一般病床372床、精神病床100床、感染症病床6床の合計478床となっております。なお、このうち、現在コロナ感染症病床の稼働などに伴いまして休床となっております100床、内訳といたしましては、一般病床94床、感染症病床6床になりますけれども、この100床を除いた稼働病床数は378床となっております。

また、その下（4）の附属診療所につきましては、江丹別に診療所を開設しておりまして、毎週金曜日に本院から医師が出向いて診療に当たっているところであります。

続きまして、今度は市政のあらまし（行政編）になります。319ページをお開きいただきたいと思っております。当院の現況を記載しております。

まず、（1）概要になりますけれども、当院は市民の健康と福祉の増進を図ることを第1の目的として設置した総合病院でありまして、救急医療や不採算医療に取り組む一方、高度先進医療を担う道北地域の基幹病院としての役割も併せ持っており、道北一円、あるいはオホーツク圏域からも患者を受け入れております。また、平成21年度から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者を設置し、病院経営を行っているところでございます。

次に、1枚めくっていただきまして320ページの上段、（2）職員構成になります。4月1日現在の休職中の職員を除きたいわゆる現員数につきましては、553人となっております。また、あらましへの記載はございませんけれども、正職員以外に医師事務作業補助者、いわゆるクラークのほか、看護助手や事務補助などの会計年度任用職員が4月1日現在で289人おりまして、これらを含めた在籍者は総数で842人となっております。なお、このほか、入院、外来の受付窓口や給食調理、清掃、クリーニング、警備、設備管理などの委託先事業者の社員等を含めると、おおむね1千人規模が勤務する病院ということになっております。

次に、その下の（3）延べ患者数になりますけれども、令和2年度の実績で申し上げますと、入院が合計で10万799人、1日当たりで276.2人、外来が合計で20万8千553人、1日当たり858.2人となっております。

最後に、病院の活動についてでございます。現在、コロナ禍で休止しておりますけれども、2の

市民公開講座につきましては、市民が病気への理解を深め、健康の維持増進等が図られるよう、心臓、血管疾患、がん、アレルギーなどをテーマとして、平成19年度から開催しているものでございます。また、3の出張健康講座につきましては、医師をはじめ、当院の医療従事者が団体や地域に出向きまして、様々な病気の話から生活習慣病の予防、薬との付き合い方などを内容とした講話やストレッチの実践などを平成27年度から実施しているものでございまして、これらの活動を通じて市民の健康づくりに寄与し、より親しまれる病院を目指しております。

以上、市立旭川病院の業務概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○まじま委員長 ただいま、理事者から説明を受けたところでありますが、委員の皆さんから御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの説明に関わり出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2) 特定空家等への行政代執行の実施について、理事者から報告をお願いします。

○中野建築部長 特定空家等への行政代執行の実施について、報告いたします。

本件は永山地区の特定空家等に係るものであり、資料の2ページ目に記載のとおり、本年1月22日に当委員会において、本件に係る建築物及び附属物の全てを除却するよう空家等対策の推進に関する特別措置法による勧告を行った旨を報告して以降、同法による命令の事前通知、命令及び戒告の各段階において、計4回にわたり報告をしてきたところでございます。

今般、戒告による措置期限の令和3年6月21日までに除却がなされなかったことから、本市が行政代執行により当該特定空家等の解体除却をすることとしたものであります。解体除却は業務委託により行うこととしており、7月中には委託契約を締結する予定でございます。

なお、行政代執行の実施に当たっては、代執行令書をもって代執行の実施時期及び執行責任者の氏名のほか、代執行に要する概算見積額をその所有者に対して通知することとされております。また、行政代執行に要した費用は、所有者に納付命令を行うこととなりますが、これに従わない場合は、国税徴収法の例に倣い、強制的な徴収の手続を進めてまいります。

特定空家等に関する報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆さんから御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わって出席していただいている理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、(3) クマ出没による土木部所管施設の使用休止について、理事者から報告をお願いします。

○太田土木部長 クマ出没による土木部所管施設の使用休止について、御報告いたします。

熊の目撃情報等によりまして、本年6月23日から、忠別川、美瑛川沿いの一部公園施設等の使用を当面の間休止しているところでございます。委員の皆様には都度御報告をさせていただいているところでございますが、昨日、7月15日の午前8時40分頃にも旭川大橋付近の忠別川の中洲でヒグマの目撃情報がありました。その後、猟友会と警察、市の環境部でパトロールを行っていたところ、新橋、旭橋の石狩川左岸、常磐公園に接する河川敷でも熊の目撃情報がありました。そ

の後、消息が不明となったことから、昨日、石狩川河川敷における忠別川との合流点から金星橋までの区間にある土木部所管の公園施設、並びにサイクリングロードの使用を当面の間休止することとしたところでございます。

昨晩は、現場の状況から、新橋、旭橋の間にいる可能性が高いといったことから、金星橋上流部及び牛朱別川合流部、そして常磐公園内に熊が逃げ込まないよう専門家のアドバイスをいただきながら、金星橋と牛朱別川合流部、常磐公園との境にある堤防部分に投光器を設置し監視するなど、対応を行ってございましたけれども、早朝には花咲大橋付近を泳いで永山方面へ向かう熊の目撃情報がございまして、本日から規制区域を金星橋からさらに北旭川大橋付近まで拡大することといたしました。

施設詳細につきましては、お配りしてございます資料に記載しているとおりでございますけれども、河川区域内の施設に加えまして、安全が確保できるまでの間は、常磐公園についても入園を禁止しているところでございます。なお、周辺施設利用者の利便性等を考慮しまして、常磐公園の駐車場につきましては、専門家のアドバイスをいただきながら管理人による安全対策等を徹底し、安全が確認でき次第開放していくものとしているところでございます。

なお、先ほど警察からも、規制区域をさらに永山橋まで広げるといった情報もございまして、その対応を指示してきたところでございまして、資料にはちょっと間に合いませんでしたけれども、休止施設については状況により都度更新してまいりますので、ホームページ等で御確認いただければと考えてございます。今後も環境部や河川管理者と連携し、情報共有しながら安全確保に努め、開放時期等について判断してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言でございますでしょうか。

○中野委員 今日、急遽の報告ということでありました。この間、報道等でも熊の関係が報じられておまして、具体的な対応についてはもちろん環境部のほうで行うということではありますが、今、部長のほうからも、後段、河川管理者や環境部とも、土木部として連携を図りながら取組を進めると、休止している公園等の開放の時期についても検討するというものでありました。そういった答弁を踏まえて、2点ほどちょっと確認をさせてもらいたいなというふうに思います。

先ほど、市政のあらましでも、旭川市内に流れる河川、総延長で613キロメートルということでありました。非常に長い距離の川が市内に流れているんだなということで、改めて確認をしたところであります。また、この間の報告をお聞きしておりまして、河川を移動する手段として熊が市街地等に侵入しているということですが、河川というのは今日の報告の資料にもあり、石狩川であったり、また忠別川であったりということで、これは国の管理河川であるというふうに思うんですね。これまでの間、専門家への依頼や様々な対策について市費を投じて対策を行っているというふうに想像しているところではありますが、一方、そもそもの管理者である国の対応についてはどのようになっているのかなというふうに思っているところでありまして、また、市のほうからも国に対して、一定程度の対策、対応の要請を行っているのかなというふうには思っているところではあります。

まず1点目としては、国がこれまでの間、この熊の出没に対して、忠別川、また石狩川、一部美瑛川も入るのでしょいか、そういった国の管理河川において行ってきた対応について、承知している範囲で、ある程度具体的に、まずはお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○**太田土木部長** 国の対応についてでございます。詳細を全て把握しているわけではないので、我々のほうで知っている部分で言いますと、河川事務所のほうで、実際にドローンなんかでの調査も行っていただいているというふうに伺っておりますし、あとは、やはり立入り規制に関しては、我々の所管している公園施設に関しては我々のほうで立入り規制という形でやるんですけども、それ以外の堤防に入る部分ですとか降り口だとか、そういったところについては河川事務所のほうで通行規制という看板をかけたり、バリケードを張ったりというふうにはお聞きしているところでございます。

○**中野委員** ドローンでの調査ということだと思うんですね。このドローンの調査についても一定程度の費用がかかると思っておりますし、ドローンの調査は全国でも行われているという報道を私もこの間、見聞きしているところであります。夜間における調査ということについても非常に効果があるというふうに報じられておりますし、そもそも熊については夜行性の動物で、法律上、夜間の発砲が禁止されているので、その法律も足かせになっているということが近年報じられているところであります。そのドローンの調査については、昼間に行われている内容だというふうに思いますが、夜間の調査についても市のほうから強力に要請をしていく必要があるというふうに私は思います。この部分については、今日いきなりの質問なので答弁は求めませんが、市民の命がかかっている案件でありますし、札幌東区でのああいっただ事態もありますので、ぜひ、しっかりと受け止めていただいて、また別な機会での対応の状況についてはお聞きをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

そして、2点目の質問としては、御報告にありましたとおり、石狩川、忠別川の中州のところで熊の目撃情報があって、今日の資料のとおり、各種公園、サイクリングロードの休止、施設の閉鎖を行っているところだというふうに思います。そこの部分で、要は、河川敷の公園部分の草刈りというのは進んでいると思うんですね。ただ、熊が実際に移動する河川の中というのは、非常に草が生い茂って、木が生えていて、増水した場合に別な災害もちょっと心配されるような状況を、一級河川でも私もよく確認しております。全てのそういった草木を切っていくということは現実的ではないかというふうに思うんですが、今日撃されている場所、もしくは中洲、そういったところの草木をしっかりと草刈りする、木を伐採していく等の対応については、これは管理者である国が行うべき案件だというふうに思うんですね。そこについての要請の状況であったり、これは市民の命に直結するような案件だというふうに思いますので、今後、土木部としてどういった姿勢で、どのような認識を持っているのか、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○**太田土木部長** 河川敷の公園区域以外の部分の草刈りということでございます。これまでも、熊出没ということ以外で、やはりちょっと防犯上、市民の方から草が生い茂っているところがあるとかというようなお話があったときには、河川管理者にお願いをして、その部分の草刈りだとかをやってもらうといったこともございました。今回、全道的にもこういった熊の出没状況が続いている中で、やはり一部新聞報道にもありましたけれども、熊が河川敷の茂みに潜んでいるということでもありますので、これだけ頻繁に熊が出ているという状況も踏まえまして、河川管理者とも草刈りについてきちっと協議をしていきたいなというふうに思っておりますし、必要な部分については、我々が協力できる部分で、公園敷地内のほうはしっかりとやりますし、そこに隣接する、人が入り込む部分については河川管理者に協力をお願いしていきたいなというふうには考えてございます。

○中野委員 突然の質問で、答弁いただきましてありがとうございます。

道東の羅臼でも、熊によって飼い犬等が殺されたなどの報道がありました。どのようなことをするのか、野生動物でありますので分かりませんし、また羅臼等で行われている対応策としては、行政や地域住民が協力をして、熊が隠れそうな林の草木を伐採して発見しやすいような状況にするという対応も報じられているというふうに承知しております。そういったことを踏まえて、今、私が質問の中で申し上げたように、熊が河川敷の中、河川の中に隠れ潜んでいる可能性は十分、分かっているというふうに思いますので、ぜひとも、市民の安心、安全を確保するためにも、河川管理者に対して、そういった危険と思われるような場所の草木の伐採等を強く要請していただきたいということを改めて指摘して、質疑を終わりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○まじま委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 次に、(4)旭川市自転車ネットワーク計画に基づく取組についてに移りたいと思います。

御発言ありますでしょうか。

○金谷委員 それでは、旭川市自転車ネットワーク計画に基づく取組についてに入りますが、その前に、この計画を策定した地域振興部に対して出席を求めたいので、委員長にお取り計らいを願います。

○まじま委員長 今、金谷委員から地域振興部に対する出席要求がございました。出席を求めるということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○まじま委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○まじま委員長 再開いたします。

引き続き、御発言願います。

○金谷委員 それでは、この旭川市自転車ネットワーク計画に基づく取組について、8回ほどやり取りをさせていただきます。

土木部からまずお聞きをいたしますが、市内の自転車の交通の現状について、特に、買物公園の自転車は現在どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山田土木部土木管理課長 本市では、中心部での放置自転車の解消及び駐輪対策を推進するため、平成21年3月に旭川市駐輪場基本計画を策定し、旭川駅前広場及び旭川駅高架下の駐輪場や空き地を利用した路外駐輪場の整備を進めるとともに、平成22年4月に施行しました、大型店等における駐輪場設置の考え方を定めた旭川市駐輪場の設置等に関する条例に基づき、沿線事業者などとも連携した駐輪場所確保に向けた様々な取組を進めてまいりました。

また、こうした取組と併せ、平成27年4月に施行いたしました旭川市自転車の放置の防止に関する条例により、自転車放置禁止区域などを設定し、放置自転車の撤去やその撤去・保管料の徴収等を行うほか、駐輪場への誘導、案内などの取組を進めてまいりました。その結果、買物公園の宮

下通から8条通までの区間におきまして、計画策定前の平成19年に959台ありました駐輪1日平均台数が、平成30年には0.57台まで減少するなど、一定の成果が得られてきたものと認識をしております。

基本計画につきましては、平成30年で実施期間が満了しておりますが、現在でもなお、一部の路上駐輪場では満車状態となり、駐輪ラック以外に駐輪されている状況や、4条通以北の買物公園では、少数ではございますが、いまだ放置自転車が見受けられるということがございますので、引き続き実施する駐輪対策を示しました旭川市駐輪対策についてを策定し、現在も継続して駐輪対策に係る様々な取組を実施しているところでございます。

○金谷委員 それでは、現在の旭川市内での自転車の利用の状況、それから事故等はどうか、内容についてお聞かせください。

○山田土木部土木管理課長 市内の自転車の利用状況についてでございますが、平成29年に実施しました旭川市の公共交通に関するアンケート調査では、夏期の通勤、通学のための自転車利用の割合は13.5%で、同じく夏期の買物のための自転車の利用割合は14.3%となっており、日常の交通手段として多く利用されております。

次に、市内の自転車事故の状況についてでございますが、旭川市交通安全運動推進委員会が取りまとめております交通事故統計によりますと、過去5年間の人身事故の件数は、平成28年度は総数763件のうち、自転車関連は90件で約11.8%、平成29年度は総数683件のうち、自転車関連は102件で約14.9%、平成30年度は総数728件のうち、自転車関連は120件で約16.5%、令和元年度は総数653件のうち、自転車関連は104件で約15.9%、令和2年度は総数511件のうち、自転車関連は94件で約18.4%となっており、自転車関連の事故件数は年間100件前後で推移しておりますが、事故総数に対する割合は年々増加傾向にあるものと考えております。

○金谷委員 それでは、市内の観光などに寄与しておりますレンタサイクルの状況について、お聞きしたいと思います。利用状況はどうか、お示しください。

○沖本土木部次長 旭川観光コンベンション協会が旭川観光物産情報センターで毎年4月末頃から10月末頃まで実施している旭川観光レンタサイクルの過去5年の貸出しの実績で申し上げますと、平成28年は1千42台、平成29年は1千303台、平成30年は1千355台、令和元年は1千388台、令和2年は540台となっており、新型コロナウイルスの影響があった令和2年を除き増加傾向にあり、一定の利用がなされております。なお、主な利用者は観光客で、令和元年までは外国人観光客の方も利用していると伺っております。

○金谷委員 ここで、旭川市自転車ネットワーク計画について何点かお聞きしていきますが、まず、地域振興部に対してお聞きしたいと思います。この計画について策定をしたのは地域振興部なんですけれども、目的についてお聞かせください。

○高橋地域振興部次長 自転車につきましては、全国的に日常における身近な移動手段のほか、サイクリングなどレジャーの手段として幅広い層に利用されておりますけれども、自転車の交通ルールが浸透していないことや、自転車の通行環境の整備も十分とは言えない状況であったことから、これらの課題に対応するため、平成24年11月に国土交通省及び警察庁から、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインが示されました。この国のガイドラインを踏まえて、本市といたしま

して、自転車安全で快適に通行できる道路の整備と、自転車利用者のルール遵守、モラル向上に向けた周知啓発活動を進め、自転車、歩行者、自動車が安心して道路を利用できる環境を創出することを目的とし、平成28年3月に旭川市自転車ネットワーク計画を策定しております。

○金谷委員 それでは、この計画の進捗状況について土木部にお聞きをしたいと思います。

この計画では、自転車通行空間を確保する、そのための整備形態については3種類示されていると思うのですが、そのうち自転車専用通行帯と、計画では整備の標準としている矢羽根型路面標示の整備状況、これについてどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○沖本土木部次長 旭川市自転車ネットワーク計画では、主要な自転車の走行ルートとして、国道50.6キロメートル、道道54キロメートル、市道41.9キロメートルを定め、令和2年度から令和4年度までの3か年整備計画に基づき、中心市街地を含む優先整備エリアの整備を進めることとしております。

優先整備エリア内のこれまでの実績としては、令和2年度末で、矢羽根型路面標示が国道3.8キロメートル、道道2.2キロメートル、自転車専用通行帯が市道1.7キロメートル、それぞれ整備済みの状況であり、進捗率では、国道が約14%、道道が約6%、市道が約5%となっております。

○金谷委員 この旭川市自転車ネットワーク計画策定のときに、路線の選定についての考え方はどのように考えていたか、また、自転車ネットワーク計画では、自転車通行空間についてどのように整備を進める考えであったのか、この考え方については地域振興部にお聞きをしたいと思います。

○高橋地域振興部次長 旭川市自転車ネットワーク計画の策定に当たりましては、通勤、通学、買物など、自転車の利用目的を踏まえ、公共施設、学校、地域の核となる大型商業施設、主な居住地等を結び、自転車の多数の利用が想定され、ネットワークの連続性を確保できるような路線の選定を行っております。

また、自転車の通行空間につきましては、自転車は、道路交通法上軽車両であり、原則、車道の左路側帯を通行することとなっております、国のガイドラインでは、整備手法として、自転車道、自転車専用通行帯、また車道混在の矢羽根型路面標示を示しております。自転車道や自転車通行帯はより望ましい形態ではありますが、道路整備が一定程度進んだ本市におきましては、新たに大規模な道路改修等を行う必要があり、多大な費用、時間を要することとなります。このため、旭川市自転車ネットワーク計画では、国が示すガイドラインの中でも早期に実現が見込める車道混在の矢羽根型路面標示を標準としまして、自転車通行空間の確保を進めていくこととしております。

○金谷委員 結局、旭川市の計画では、矢羽根型路面標示を標準とするということなんですね。

そこで、土木部のほうからもお答えいただきたいと思いますが、自転車通行帯の設置は費用も時間も必要だということですが、この自転車専用通行帯の整備を進めることは実際に可能かどうか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○太田土木部長 自転車専用通行帯の整備についてでございます。自転車専用通行帯を設けるためには、先ほど御答弁にありましたように、道交法上は車道を走らなければならないということで、歩道を走ることはできないということになりますので、既存の道路幅員の中で、車道、あるいは歩道の幅を減少させて、新たに自転車が走行できる空間を設けるといったこととなります。そのため、既存道路の幅員構成の変更に伴いまして、排水施設ですとか植樹帯などの既存施設の移設に加え

して、状況によっては新たに用地を取得し、道路の幅員自体を広げるといった必要も生じることとなりますので、いずれも道路を大規模に改修しなければならないことから、莫大な費用と時間が必要となります。そのため、非常に厳しい財政状況等を踏まえ、早期に整備延長を延ばしていくということは難しいのかなというふうに考えているところでございます。

しかしながら、近年の自転車の利用状況ですとか事故の状況等を踏まえ、自転車の走行環境を改善することは非常に重要であるというふうに認識してございますので、将来、道路の老朽化などによりまして、全面的に改修する必要が生じたときには、道路の幅員構成についても検討し、自動車や自転車、歩行者が安全に通行できる道路環境の向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○金谷委員 結局、そうなりますと、なかなかお金もかかるし、時間もかかるし、実際もう既存の道路状況があるということで難しいと。でも、新しい道路を造るときは考えたいんだと、そういうような答弁だったかなというふうに思うんですけども、今後、自転車についての活用の可能性というところでは、観光とか、それから健康とかのキーワードもあります。利用環境向上を進めるということが必要だというのは分かりますけれども、今後、この旭川市自転車ネットワーク計画に対してどのような考え方を持って進めていくかというところについて、これは地域振興部にお聞きをしたいと思います。

○熊谷地域振興部長 社会環境の変化に伴いまして、自転車の果たす役割がますます広がっております。こうした環境負荷の軽減や健康増進、観光振興などへの対応に向けまして、国では、自転車活用推進法を平成29年5月に施行し、これまで第1期、第2期の自転車活用推進計画を策定し、また北海道でも北海道自転車条例を平成30年4月に施行し、同様に、第1期、第2期の北海道自転車活用推進計画を策定するなど、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進しております。

本市におきましても、こうした国や北海道の動きに合わせて自転車の幅広い活用を推進するため、現在、自転車活用推進法に基づく旭川市自転車活用推進計画の策定に向けまして、関係団体や公募市民による懇談会を設置し、御意見を伺いながら作業を進めているところでございます。この推進計画には、旭川市自転車ネットワーク計画で目的としていた自転車通行空間の整備に加えまして、自転車の活用による環境負荷の軽減や健康増進、観光への寄与、さらには交通ルールやマナーの向上に向けた啓発などについて盛り込んでいくことを検討しており、市民の皆様が利用しやすい環境づくり、さらに、本市の魅力を取り入れた自転車の活用などについて、関係部署とも連携しながら検討し、取組を進めてまいりたいと考えております。

○金谷委員 質問は以上で、指摘して終わろうと思います。

自転車の利用は増えているということが分かりました。しかし、自転車専用通行帯及び矢羽根型道路標示も含めて、なかなか進んでいないということも分かりました。しかしそういった中でも、この計画もあって、買物公園ではしっかりと駐輪の場所を確保しながら、本当にあふれていた自転車が今見えなくなったということで、対応に対しては評価をしたいというふうに思います。

今後は、今お示しいただいたように、国や道の動きもあって、旭川市自転車活用推進計画の策定のほうに向かっていくんだということで、その中に、現在のネットワーク計画も含まれていくのかなということが分かりましたので、今後もしっかりと進めていただきたいと指摘をし、終わりたい

と思います。

○まじま委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了しました。

散会といたします。

散会 午前11時04分